

保護者様

東京農業大学第二高等学校長  
大 西 修

## 学校感染症による出席停止について

下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

なお、感染症が治癒し登校する際は、医師に下記の治療証明書を記入していただき、登校時に必ず持参し、学校に提出してください。

種	感染症名	出席停止期間の基準
1	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
2	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失がするまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
3	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

## 主治医様

誠に恐れ入りますが、登校可能になりましたら、証明書にご記入の上、保護者へお渡しください。

----- き り と り -----

(学校提出用)

## 治 療 証 明 書

年 組 氏名

病 名 【 】

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

上記の疾病が治癒し、感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印